

安城市の学校給食における食物アレルギーの対応について

安城市では、食物アレルギーを有する児童生徒にも安全な学校給食を提供するため、国や県の食物アレルギー対応指針に準じ、下記のとおり実施します。本市の学校給食における食物アレルギー対応について、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 対応方針

●「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、学校生活での管理や配慮が必要か不要かについて、医師の診断を受けてください。

●「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の中の「学校生活上の留意点」において、給食について「管理必要」の場合は、アレルゲン（原因食品）を含む料理・食品については、提供しない「無配膳対応」とし、配膳のないままか弁当の持参をお願いします。

- ・料理の中から、アレルゲンを含む食品を取り除いて食べることはできません。
- ・料理や食品の食べる量を調整して食べることはできません。
- ・調理方法等によって、食べたり食べなかったりすることはできません。

ただし、アレルゲンに関連するものであっても症状誘発の原因となりにくいとされている食品・食品添加物については配膳します。下表のものについてもアレルギー症状が発症する可能性がある場合は、安全な学校給食の提供が困難なため弁当の持参をお願いします。発症の可能性について医師に確認してください。

〈症状誘発の原因となりにくい食品・食品添加物〉

原因食品	食品・食品添加物
卵	卵殻カルシウム
乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
肉類	エキス
ゴマ	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
大豆	大豆油・みそ・しょうゆ

名称：肉だんご
 原材料名：豚肉、玉ねぎ、パン粉、砂糖、
しょうゆ（小麦・大豆を含む）、
大豆油（大豆）、発酵調味料、
 食塩、香辛料

【大豆の例】
 医師の診断によりアレルギー症状が発症する可能性がある場合は、肉だんごの提供はできません。

- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の中の「学校生活上の留意点」において、給食について「管理必要」という場合は、以下のようなものがあります。

- ・ 医師の指示により家庭でアレルゲンを食べている場合。
※学校給食ではアレルゲンを含む料理・食品を食べることはできません。
- ・ 牛乳パックの取り扱いや、給食当番、給食を食べるときの席の配置等について、事故防止のためのルールを決定する場合。

2 学校給食における原因食品の使用についての情報提供

毎日の学校給食について、各日の料理等に使用されるアレルギー物質を含む「特定原材料等」に指定されている28品目の食品に加えて、パイナップル、あさり、その他の魚介類の含有状況が分かる詳細献立表を毎月作成し、学校給食について「管理必要」な方には、学校より詳細献立表を配付します。また、ウェブサイトに掲載します。

(<https://www.city.anjo.aichi.jp/manabu/kyusyoku/arerugi.html>)

特定原材料 (義務表示) 7品目	卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに
推奨表示 (任意表示) 21品目	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド

3 学校給食における食品等の扱い

- (1) 卵（生・半熟）、そば、落花生（ピーナッツ）、あわび、いぐらは使用しません。
- (2) 卵・野菜は、調理場で調理する際、学校給食衛生管理基準に則し75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。
- (3) 果物は生で提供することがあります。
- (4) 主食として提供されるパンには、卵は使用していません。

4 学校給食における食物アレルギー対応食（卵除去食）の実施 ※北部調理場のみ

令和4年4月から北部調理場管轄校において食物アレルギー対応食（卵除去食）の提供を開始します。児童生徒のアレルゲンが卵（鶏卵、うずらの卵）のみであり、北部調理場の管轄校に在籍し、除去食を希望される方は、学校へお問い合わせください。所定の用紙を受け取り、申請をしてください。

※対応食（卵除去食）提供による給食費の変更はありません。

※南部調理場の管轄校につきましては、今後順次対応してまいりますのでご了承ください。

北部調理場 管轄校	南部調理場 管轄校
安城中部小、安城東部小、安城北部小、 錦町小、志貴小、作野小、里町小、 桜町小、新田小、今池小、梨の里小	安城南部小、安城西部小、高棚小、 明和小、桜井小、祥南小、丈山小、 二本木小、桜林小、三河安城小
安城南中、安城北中、東山中、篠目中	明祥中、安城西中、桜井中、安祥中

※各学校の担当調理場については、献立表の右上の表示でも確認することができます。

5 学校給食における食物アレルギー対応の種類

●アレルギーが卵の場合

管理不要



【献立例】

ごはん、牛乳、かきたま汁、照り焼き肉団子、
れんこんサラダ、卓上ごまドレッシング
※下線は卵が使用されている料理・食品です。

無配膳対応



原因食品を含む料理、食品は配膳しません。
※学校生活管理指導表の提出が必要です。

かきたま汁は、配膳しません。

一部弁当持参



原因食品を含む料理、食品は配膳しません。
※学校生活管理指導表の提出が必要です。

かきたま汁は、配膳しません。
無配膳となるおかずを自宅からご持参
していただきます。

除去食対応



除去食《卵のみ》

令和4年4月より北部調理場の管轄校で実施。

※主食は対応していません。

※既製品（オムレツや錦糸卵など）も対応しません。

※学校生活管理指導表及び対応食（除去食）提供申請書の
提出が必要です。

かきたま汁の代わりに、卵除去食を配膳します。

●アレルギーが複数あるなど、学校給食が食べられない場合

完全弁当



安全な学校給食の提供が困難な場合は
学校給食を停止します。

毎日弁当をご持参していただきます。

●アレルギー疾患等により牛乳の飲用ができない場合

飲用牛乳のみ無配膳



疾患等により、医師から牛乳の飲用の制限がされている
場合は、飲用牛乳を配膳しません。

※飲用牛乳アレルギー等対応申請書および学校生活管理
指導表もしくは医師の意見書等の提出が必要です。

牛乳は配膳しません。

6 アレルギー疾患等により牛乳の飲用ができない場合

医師から牛乳の飲用が制限されている児童生徒には、飲用牛乳の提供のみを停止することができます。その際、学校生活管理指導表もしくは医師の意見書等の提出が必要となりますので、所定の用紙を学校より受け取り、申請してください。

※対象児童生徒のご家庭へは牛乳代金を返還します。

※医師の意見書等については、各医療機関で定められた医療文書料がかかります。

費用は保護者負担となります。

7 学校給食の提供が困難な場合

コンタミネーション等、ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な学校給食の提供が困難なため、弁当をお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

集団給食では、使用する食品及び調理から喫食までの間に、コンタミネーションが発生する可能性があります。

※対象児童生徒のご家庭については給食費の徴収はしません。

※一部弁当を持参する無配膳対応の児童生徒のご家庭については、代金の返還等の給食費の変更はありません。

食物アレルギーを有する子どもたちが、 安全安心な学校生活を過ごすために

お子様の食物アレルギーについて、医療機関で診断を受けましょう

- ・受診の際には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校から受け取り、医療機関に提出してください。
- ・医師は、診断に基づき、学校生活での管理や配慮が必要な場合に記入します。管理や配慮が不要の場合は、記入はありません。
- ・医師が記入するにあたり、各医療機関で定められた医療文書料がかかります。費用は保護者負担となります。
- ・「管理不要」と医師が診断した場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出は必要ありません。ただし「医療機関受診結果報告書」等（医師の診断に基づき保護者が記入）の提出が必要となります。
- ・病状・学校生活上の留意点の変化を確認するため、学校での管理や配慮が必要な場合は、毎年提出が必要です。
- ・保護者様から学校へ受診結果を報告してください。報告に必要な書類等については、学校からお渡しします。



学校で食物アレルギーの管理が必要な場面

- ★学校給食
- ★食物・食材を扱う授業や活動
- ★運動（体育・部活動等）
- ★校外活動・宿泊学習
- ★エピペンや内服薬の管理・対応
- 等